

○ 事務処理規則(規則第5号) 抜粋

(委任事項)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条、第171条第4項及び第180条の2の規定により職員、機関の長、出納員、会計職員、企業出納員又は委員会、委員会若しくは委員の事務を補助する職員若しくは委員会の管理に属する機関の職員に権限を委任する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表2 (第5条関係) 委任事項

5 地方事務所長に委任する事項

(16) 水道に関する事項

水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づく次の事項

- ア 第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理
- イ 第14条第5項の規定による料金の変更の届出の受理
- ウ 第34条の2第2項の規定による検査
- エ 第36条第1項の規定による改善の指示
- オ 第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告
- カ 第36条第3項の規定による必要な措置の指示
- キ 第37条の規定による給水停止命令(簡易専用水道に係るものに限る。)
- ク 第38条第1項の規定による供給条件の変更の認可の申請の命令
- ケ 第39条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- コ 第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査
- サ 第40条第1項の規定による水道用水の緊急供給の命令
- シ 第40条第8項の規定による報告の徴収及び立入検査(サに係るものに限る。)